

# 集団資源回収事業説明資料



## 仙台市環境局家庭ごみ減量課

### 目次

1	集団資源回収の目的	P2
2	回収活動の進め方	P3
	(1) 実施計画を立てる	P4-8
	(2) 地域へのお知らせ	P9
	(3) 回収活動を実施する	P10
3	仙台市の支援 ～奨励金～	P11
	(1) 奨励金の交付 ①奨励金の算定基準	P12-13
	(2) 奨励金の交付 ②申請方法	P14
	(3) 奨励金の交付 ③交付の手続き	P15
	(4) その他の支援	P16
4	団体登録（継続）の手続き・注意事項	P17-18
5	団体情報の変更について	P19
6	仙台市からのお願い	
	(1) 資源物の持ち去りについて	P20
	(2) 会社等からの資源物について	P21
7	よくある質問	
	(1) 各戸回収とステーション回収の併用について	P22
	(2) 活動団体の変更・廃止について	P23
	(3) 布類の出し方について	P24
	(4) 保管庫について	P25

# 1 集団資源回収の目的

## 資源の再生利用

- ・ 資源や自然の保護
- ・ エネルギーの節約



## ごみの減量

- ・ ごみ処理費用の節減
- ・ 埋立処分場の延命化



## コミュニティづくり・ 環境教育

- ・ 地域コミュニティの活性化
- ・ ものを大切にする心を育てる



### 【1 集団資源回収の目的】

集団資源回収の目的は、主に以下の3点です。

#### 1 資源の再生利用

繰り返し利用することにより、資源や自然の保護、エネルギーの節約などが図られます。

#### 2 ごみの減量

紙類などの資源物の回収により、家庭ごみの量が減少やごみ処理費用の節減、埋立処分場の延命化につながります。

#### 3 コミュニティづくりと環境教育

地域が協力し合い、資源物を回収することにより、コミュニケーションが盛んになり、コミュニティの活性化につながります。

登録団体のうち、約6割が子供たち主役の子供会となっており、未来を担う子供たちが主役となって行う活動を通じて、リサイクルの重要性を学び、物を大切にする心を育む機会となっています。

## 2 回収活動の進め方

### (1) 実施計画を立てる

項目	ポイント
①回収日	定期的な日時を設定
②回収品目	(必須)古紙類・布類 (任意)アルミ缶・びん類
③回収方法	各戸回収またはステーション回収
④集積場所	負担のかからないよう配置
⑤役割分担	代表者・広報係・会計係・ 集積場所の見廻り係・清掃係 など

### 【2 回収活動の進め方】

集団資源回収の活動を進めるために、以下の5点について事前に実施計画をたてます。

- ①回収日
- ②回収品目
- ③回収方法
- ④集積場所
- ⑤役割分担

## (1)実施計画を立てる その①・②

### ①回収日

「毎月〇回目の日曜日」など覚えやすい日に設定



**紙類定期回収の収集日には実施できません**

(同日に実施した場合には、奨励金の対象外となります。)

保管庫からの回収時は特に注意!!

### ②回収品目

古紙類・布類・アルミ缶 **びん類**



**古紙類と布類は  
必ず回収品目にしてください**



## 【2 回収活動の進め方 (1) 実施計画を立てる ①・②】

### ① 回収日

「毎月一回目の日曜日」など、地域の方々が利用しやすいよう覚えやすい日を設定します。

ただし、仙台市の月2回の紙類定期回収の収集日に実施した場合、その日の実績分については、奨励金が支払われません。特に、保管庫をご利用されている団体は注意していただき、回収事業者と連絡を取りながら実施してください。

### ② 回収品目

古紙類・布類・アルミ缶・びん類の中から回収品目を決めますが、古紙類と布類は必ず回収品目にしてください。

びん類として回収の対象となるのは、一升瓶やビールびんなどの「再使用びん」で、リーフレットに記載のびんのみです。

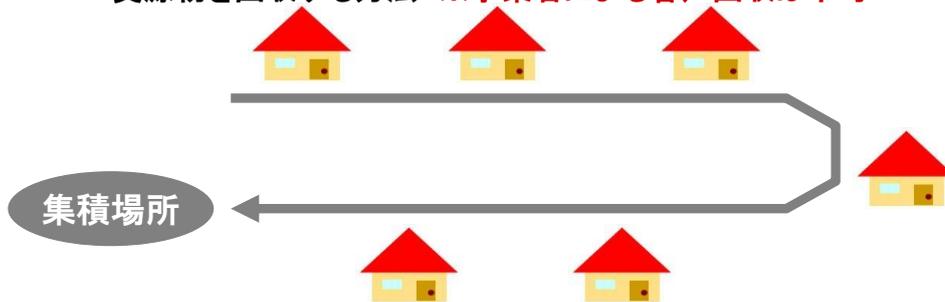
それ以外のびんは、缶・びん・ペットボトルの日に黄色い回収容器に出してください。

## (1)実施計画を立てる その③

### ③回収方法

#### 実施団体による各戸回収

実施団体の方が、地域内のお宅を1軒ずつ訪問して資源物を回収する方法 ※事業者による各戸回収は不可



### 【2 回収活動の進め方 (1) 実施計画を立てる ③-1】

#### ③ 回収方法

回収方法は「各戸回収」と「ステーション回収」の2種類があります。

##### ・ 各戸回収

実施団体の方々が、地域内の住宅を1軒ずつ訪問して資源物を回収する方法で、子供の参加の有無は問いません。

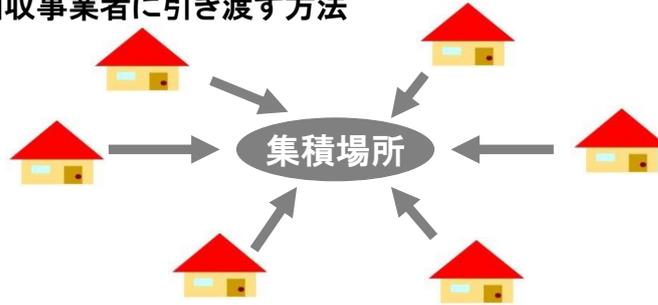
あくまでも実施団体の皆さまがお宅を回ることが条件であり、回収事業者による各戸回収は、集団資源回収とみなしません。

## (1)実施計画を立てる その③

### ③回収方法

#### ステーション回収

ごみ集積所などに住民の方が直接資源物を持ち込み、  
回収事業者に引き渡す方法



### 【2 回収活動の進め方 (1) 実施計画を立てる ③-2】

#### ・ ステーション回収

決められた場所（ステーション）に住民の方が直接資源物を持ち込み、  
回収事業者に引き渡す方法です。

※マンション等の集合住宅のみで回収している場合は、ステーション回収  
に該当します。

## (1)実施計画を立てる その④・⑤

### ④集積場所

地理的条件や回収方法に合わせて配置



**地域のごみ集積所は町内会等に、その他の場所も  
土地の管理者に了承を得て設定してください**

### ⑤役割分担

代表者のほか、広報・会計・見廻り・清掃など、  
実施団体のみなさんで協力を



**マンションでは管理人任せにせず  
住人の方々も協力を**

## 【2 回収活動の進め方 (1) 実施計画を立てる ④・⑤-1】

### ④ 集積場所

回収車両が出入りしやすい、ある程度広い場所を選んでください。

地域のごみ集積所を使用する場合は町内会等に、その他の場所も、土地の管理者に了承を得て、集積場所を設定してください。

### ⑤ 役割分担

集団資源回収は地域の皆さまが協力して行うことを目的としております。役員以外の方にも役割を分担し、協力して実施してください。

マンション管理組合の中には、管理人が実質的に活動しているケースが見られます。

集団資源回収奨励金は、団体の活動に対して支援するという目的からも、マンション管理組合などは管理人任せにせず、住人の方々が役割を担い、回収活動に主体的に参加してください。

## (1)実施計画を立てる その④・⑤

集団資源回収登録事業者の中から、回収事業者を選び、  
実施日・回収品目・集積場所・**回収方法**など  
実施計画の内容をしっかりと伝えてください。



登録事業者の一覧は「集団資源回収のてびき」および  
仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」  
( <https://www.gomi100.com/articles/recycle/2980> )に掲載



### 【2 回収活動の進め方 (1) 実施計画を立てる ④・⑤-2】

実施内容が決まったら、資源物を回収してもらう事業者を決め、実施日や集積場所などの打合せを行います。

事業者は一年ごとの登録制になっており、その年度の登録事業者は、3月にお送りする「集団資源回収のてびき」に一覧として掲載します。

## (2) 地域へのお知らせ

リーフレットの回覧・掲示により、実施日、実施方法を地域の方にお知らせください。

 **ごみ集積所の収集曜日ステッカーは、集団資源回収の広報には使用しないでください。**



### 【2 回収活動の進め方 (2) 地域へのお知らせ】

自分の住んでいる地区で集団資源回収を実施していることを知らない人が多くみられます。

「回覧用リーフレット」などをご活用いただき、前もって活動日や集積場所などをお知らせください。

なお、ごみ集積所に設置している収集曜日ステッカーは、仙台市が行っているごみ収集日をお知らせするものですので、集団資源回収の広報に使用することはできません。

「回覧用リーフレット」が足りない場合は、お送りしている「回覧用リーフレット」をコピーしていただくか、ワケルネットに掲載している電子データをご活用ください。

・仙台市ごみ減量リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」

<https://www.gomil00.com/articles/recycle/8809>

※右の二次元コードからアクセスできます。



～2 回収活動の進め方～

## (3)回収活動を実施する

活動内容	
準備 ↓	<ul style="list-style-type: none"><li>・回収事業者への連絡</li><li>・地域住民への広報⇒チラシ配布・回覧・ポスター掲示</li><li>・担当者への呼びかけ</li><li>・集積場所への表示幕の掲示</li></ul>
実施 ↓	<ul style="list-style-type: none"><li>★各家庭から資源物を集めてまわる(各戸回収の場合)</li><li>★集積場所の見廻り</li><li>★回収物の整理整頓</li><li>・回収事業者への引渡し時に立会い</li></ul>
片付け	<ul style="list-style-type: none"><li>★集積場所の清掃⇒取り残し物の確認・回収・清掃</li><li>★回収事業者からの計量伝票の受取・保管</li></ul>

### 【2 回収活動の進め方 (3) 回収活動を実施する】

実施計画の作成と地域へのお知らせが終了したら、回収活動を実施します。

- ・ 実施当日は、各戸回収の場合は各家庭からの資源物の回収、ステーション回収の場合は集積場所の見廻りから始めます。
- ・ その後は、集めた資源物を整理し、回収事業者へ引き渡します。
- ・ 事業者へ引き渡した後は、取り残しがないかどうか確認も併せて、集積場所の清掃を行います。
- ・ 回収事業者から回収量を記載した「計量伝票」を受け取ります。 奨励金の申請に必要となりますので大切に保管してください。

集団資源回収で集めた資源物を不正に持ち去る事業者がいるという情報が寄せられています。引き渡し時には立ち会っていただくとともに、集積場所の見廻りや清掃など、★マークの項目については最低限実施してください。

### 3 仙台市の支援 ～奨励金～

**実施団体の積極的な地域コミュニティ活動を支援  
(奨励)するために、年2回、奨励金を交付しています。**



**実施団体の皆さんで協力して、  
積極的に回収活動を行ってください。**

**交付された奨励金は  
適正な管理、執行を！**



#### 【3 仙台市の支援】

仙台市では、実施団体の積極的な地域コミュニティ活動を支援するため、年2回、回収量などに応じて奨励金を交付しています。

交付された奨励金は、適正な管理と執行を心掛けてください。

## (1) 奨励金の交付 ① 奨励金の算定基準

### ■ 奨励金の算定基準

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{半期分} \\ \hline \text{奨励金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{実施回数割額} \\ \hline \text{月1回の実施} \cdots \cdots 1,000\text{円} \\ \text{月2回以上の実施} \cdots \cdots 2,000\text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{実施} \\ \hline \text{月数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{回収量割額} \\ \hline 3.5\text{円又は}4.0\text{円} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{回収量} \\ \hline \text{(kg)} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$

- ・ 実施回数割額2,000円は、「紙類定期回収と異なる週」に月2回以上実施していることが条件です。
- ・ 回収量割額4.0円は、対象地域の全世帯で「実施団体による各戸回収」を実施していることが条件です。

紙類定期回収と同日に実施した場合は、奨励金交付の対象とはなりません

### 【3 仙台市の支援 (1) 奨励金の交付 ① 奨励金の算定基準】

奨励金は、「実施回数割額」と「回収量割額」により金額が決まります。

- ・ 「実施回数割額」は、ひと月に実施した回数と月数により算定され、ある月に1回実施した場合は1,000円、2回以上実施した場合は2,000円となります。  
ただし、実施回数割額2,000円については、「紙類定期回収と異なる週に月2回以上実施している」ことが条件となります。この点は次のページで説明します。
- ・ 「回収量割額」は、回収量に応じて算定され、回収方法により1kgあたり3.5円または4円で計算されます。  
「対象地域の全世帯で実施団体による各戸回収」を実施している場合は4円となり、各戸回収が実施地域の一部の場合やステーション回収を行っている場合は3.5円です。  
また、マンション等、集合住宅のみで回収している場合は、どのような方法でも全て3.5円となります。  
紙類定期回収と同日に実施した場合は、奨励金交付の対象となりませんのでご注意ください。

## (1) 奨励金の交付 ① 奨励金の算定基準

### ■「紙類定期回収と異なる週」の考え方

(例) 20〇〇年〇月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

(例) 紙類定期回収が1・3回目の金(□)

枠で囲われている週に月2回以上実施した場合、2,000円となります。

※月曜日ではなく、日曜日からはじまるカレンダーでご確認ください。

### 【3 仙台市の支援 (1) 奨励金の交付 ① 奨励金の算定基準】

前ページの「実施回数割額2,000円」の条件となる、「紙類定期回収と異なる週に2回以上実施している」の考え方について説明します。

上記カレンダーで、例えば紙類定期回収が1・3回目の金曜日の場合、4月3日・4月17日・5月1日が紙類定期回収日になり、枠で囲われている週に合計2回以上実施した場合、2,000円となります。

例えば、集団資源回収の実施日が、○で囲われた5日と19日の1・3回目の日曜日に実施した場合には、実施回数割額は2,000円となります。

それ以外の週に実施した場合には、2回以上実施しても実施回数割額は1,000円となってしまいますのでご注意ください。

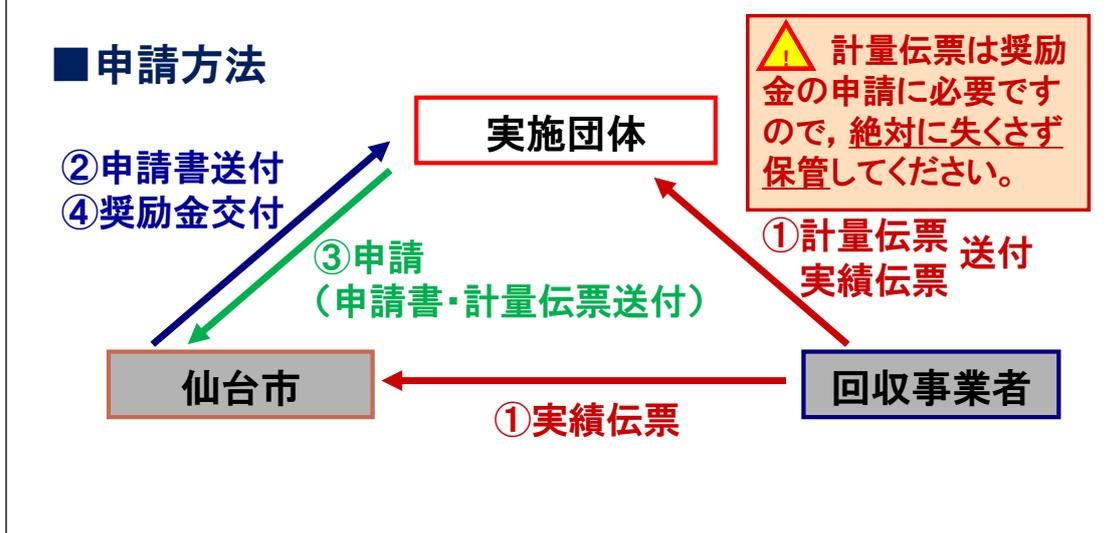
また、月をまたぐ場合でも、同じ週とみなしますのでご注意ください。

例えば、4月26～30日に実施した場合、5月1日が紙類定期回収ですので、月はまたぎますが「紙類定期回収と同じ週」とみなします。

なお、ここで説明しているのは「月2回以上実施する団体」が、「1,000円になるか2,000円になるかの基準」についてです。

月に1回実施している団体や、2～3ヶ月に1回実施している団体につきましては、紙類定期回収と同じ日でなければ必ず1,000円が交付されることとなります。

## (2) 奨励金の交付 ② 申請方法



### 【3 仙台市の支援 (2) 奨励金の交付 ② 申請方法】

奨励金申請の流れを表した図です。

集団資源回収を実施すると、回収事業者から実施団体に「計量伝票」(※)が、送付されます。仙台市には「計量伝票」を基に作成した実績伝票が提出されます。(①の線)

「計量伝票」は奨励金の申請の際に必要なですので、絶対に失くさず大切に保管してください。

年に2回、仙台市では実績伝票に基づき半年分の実績を集計し、実施日や回収実績が記載された「奨励金交付申請書」を実施団体の代表者の方に送付します。(②の線)

交付申請書を受け取りましたら、記載された実施日や回収実績が正しいかどうか、実施団体の保管している「計量伝票」で確認を行い、仙台市に申請書・「計量伝票」を送付してください。(③の線)

「計量伝票」等の控えが必要な場合は、実施団体の写しをとってください。

仙台市では、実施団体から提出された交付申請書に基づいて奨励金の金額を決定し、実施団体の指定口座に振り込みます。(④の線)

※計量伝票とは

回収事業者が資源物を問屋に持ち込んだ際に発行される伝票です。「計量伝票」には持ち込んだ資源物の重さが記載されています。「計量伝票」の数値は、国の法律に基づき定期検査を行っている機械で計量しています。

## (3) 奨励金の交付 ③ 交付の手続き

### ■ 交付の手続き

#### 【前年度下期分(10～3月実施)】

5月:「奨励金交付申請書」・「計量伝票」提出

6月:奨励金交付

#### 【今年度上期分(4～9月実施)】

11月:「奨励金交付申請書」・「計量伝票」提出

12月:奨励金交付



**提出期限を過ぎると、奨励金は交付  
できませんのでご注意ください！**

### 【3 仙台市の支援 (3) 奨励金の交付 ③ 交付の手続き】

奨励金の交付は年2回です。

- ・ 前年度下期分（前年10月から今年3月までの分）の奨励金については、5月に申請書をお送りしますので、申請書と計量伝票を提出してください。
- ・ 今年度上期分（4月から9月までの分）については、11月に申請書をお送りしますので、申請書と計量伝票を提出してください。

#### ※ 注意

奨励金は、申請書の提出期限を過ぎると交付できなくなることがあります。必ず提出期限を守ってください。

## (4) その他の支援

### ■ 広報用印刷物の配布

- ・ 集団資源回収のてびき
- ・ 回覧用リーフレット
- ・ 集団資源回収ニュース

仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」  
からもダウンロードできます

<https://www.gomi100.com/articles/recycle/8809>

※右の二次元コードからアクセスできます。



### ■ 集団資源回収表示幕の配布

集積場所を明示するための表示幕を  
配布します。  
(持ち去り防止にもなります)

## 【3 仙台市の支援 (4) その他の支援】

### 広報用印刷物の配布

- ・ 年に1回、3月中旬に「集団資源回収のてびき」と「回覧用リーフレット」をその年度の代表者の方にお送りいたします。新年度に代表者が変わる場合は、新しい代表者に引き継いでいただきますようお願いいたします。
- ・ 年に2回、6月と12月の奨励金決定通知書と併せ、仙台市からのお知らせなどの情報を掲載した、「集団資源回収ニュース」を代表者の方にお送りします。
- ・ 仙台市のごみ減量・リサイクルの情報総合サイト「ワケルネット」では、仙台市のごみに関する情報やイベント情報の発信や、地域でのごみ関係の啓発に使用できるイラストなどをダウンロードできますので、集団資源回収の啓発にもご活用ください。

### 集団資源回収表示幕の配布

集積場所を明示するための「集団資源回収表示幕」を希望する団体に配布しています。表示幕は黄色い「のぼり旗」タイプの幕で、持ち去り防止にも役立ちますので、希望される場合は家庭ごみ減量課までご連絡ください。

## 4 団体登録(継続)の手続き

### ■ 団体登録申請

- ・団体登録申請は電子申請または「団体登録申請書」で行います。
- ・通帳の写し(個人名・会社名義・他団体名義は不可)が必要です。

※申請書等の書類は、3月中旬にその年度の代表者にお送りいたします。

💡 団体登録申請は電子申請で行うことができます

右の二次元コードから  
必要事項を入力してください。



### 【4 団体登録(継続)の手続き】

集団資源回収を実施される団体は、継続の場合でも毎年更新手続きが必要です。次年度の団体登録(継続)申請書は、3月中旬にその年度の代表者の方にお送りしますので、期限までに提出してください。

#### (手続き方法)

- ・電子申請または「団体登録申請書」により、行ってください。いずれも通帳の写しが必要です。

※ 代表者は、子供会や町内会の会長である必要はありません。実施団体を取りまとめていただける方、仙台市からの連絡や文書の送付先となっただけの方となります。

副代表者は代表者に連絡がつかない場合連絡させていただきますので、必ずご記入ください。また、代表者・副代表者にかかわらず、できるだけ日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

なお、奨励金の振込み口座は、団体名の口座に限らせていただきます。個人や会社名義、他団体名義の口座は指定できませんのでご注意ください。

## 4 団体登録(継続)の注意事項

---

**提出期限は必ず守ってください！**

 提出期限を過ぎると、団体登録(継続)はできませんのでご注意ください！

### ■代表者の登録について

 マンション管理人は、代表者として登録できません

#### 【4 団体登録（継続）の注意事項】

- ・ 提出期限を過ぎると新規団体として取り扱うことになり、4月1日から申請書が提出された日までの回収分については、奨励金はお支払いできませんので、継続される場合は必ず期限までに提出していただきますようお願いいたします。
- ・ マンション管理組合の場合、管理人は代表者として登録することはできません。理事長または管理組合の組合員の方を代表者とし、必ず、氏名、住所、電話番号などを登録してください。

## 5 団体情報の変更について

■登録内容に変更がある場合は届け出が必要になります。

年度途中で代表者が変わる場合、奨励金振込口座を変更する場合は、速やかに変更届を提出してください。

💡 変更届は電子申請もできます。

右の二次元コードから  
必要事項を入力してください。



### 【5 書類等の提出期限について】

- ・ 年度当初に登録した団体登録の内容に変更がある場合には、電子申請または「団体登録変更届」により、手続きを行ってください。

特にご注意くださいのが、「代表者の変更」と「振込口座の変更」です。

奨励金交付の時期になって代表者が代わっていたために、奨励金交付申請の手続きが遅れるケースが見受けられます。

代表者が変更になる場合は必ず新しい方に事務の引継ぎを行ったうえで、速やかに変更の手続きを行ってください。

また、指定口座が解約されたため、奨励金が振り込めないケースがあります。振込口座を変更した場合は、変更の手続きの際に通帳の写しを添付のうえ、速やかに変更の手続きを行ってください。

## (1) 資源物の持ち去りについて

### ■集めた資源物を持ち去られないよう ご注意ください。

集めた資源物の見廻りや回収事業者による回収の立会い、集団資源回収表示幕の掲示等、持ち去られないよう防止策をご検討下さい。



### 【6 仙台市からのお願い (1) 資源物の持ち去りについて】

資源物を集めた後、回収事業者が回収するまでの間に何者かに持ち去られるケースがあります。

実施団体で、資源物の見廻りや、回収事業者による回収の立会い、集団資源回収表示幕の掲示等の防止策を講じていただきますようお願いいたします。

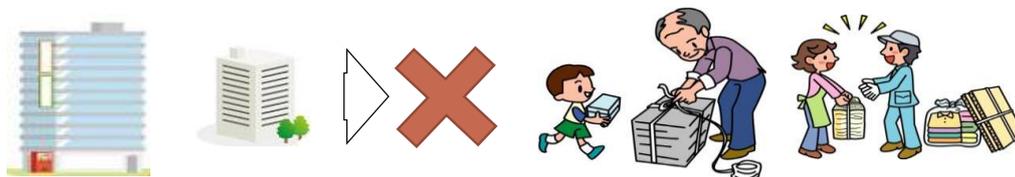
また、仙台市が回収している月2回の紙類回収や、缶・びん・ペットボトルの回収日に出された資源物を、集団資源回収のために持ち出すことのないようお願いいたします。

定期回収日に出された資源物は、集積所に出された時点で市民の方々が仙台市に対して排出した資源物となり、市ではこれらを売却して貴重な財源としております。

過去に集積所から資源物を抜き取られた際に、警察に通報するなど厳正に対処したこともございますので、持ち出しすることのないようお願いいたします。

## (2) 会社等からの資源物について

### ■ 商店や会社からの資源物を集めることはできません



**事業活動に伴って排出された資源物は、事業者の責任において適正に処理する必要があります。**

#### 【6 仙台市からのお願い (2) 会社等からの資源物について】

集団資源回収では、商店や会社から出た紙類等を集めることはできません。

会社等の事業活動に伴って排出されたごみは、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないことが、法律で定められております。

集団資源回収は、家庭から出た資源物を対象としています。会社等から排出される資源物は、集団資源回収に出すことはできません。また、奨励金の対象にもなりませんのでご注意ください。

7 よくある質問～

## (1)各戸回収とステーション回収の併用について

**Q1** 月によって、各戸回収とステーション回収を併用することは可能でしょうか。

**A1** 可能です。

4月は各戸、5月はステーションなどと分けてご記入ください。

※同じ日に、ある区画では各戸回収、それ以外の区画ではステーション回収、と混在する場合はステーション回収として申請してください。

### 【7 よくある質問 (1) 各戸回収とステーション回収の併用について】

一つの団体で、ある月は各戸回収、別の月はステーション回収のように、併用して実施していただいで問題ありません。

その場合は、団体登録申請の際に、例えば4月は各戸回収、5月はステーション回収、というようにそれぞれご記入ください。

なお、複数の団体を合併するなどして、同じ日に各戸回収とステーション回収が混在する場合は、「ステーション回収」となります。

各戸回収は、実施団体が対象地域の全世帯で、各戸回収を行っている場合です。

## (2)活動団体の変更・廃止について

**Q2 子供会が解散することとなり、町内会・自治会などで活動を継承したいと思います。必要な手続きについて教えてください。**

**A2 解散・廃止する場合は、廃止届をご提出ください。活動を継承する団体は、新規団体として登録が必要ですので、登録申請書をご提出ください。**

### 【7 よくある質問 (2) 活動団体の変更・廃止について】

- ・ 子供会等で活動の継続が困難となり、解散や廃止する場合は、団体の廃止届の提出が必要です。  
なお、解散や廃止をする場合は、奨励金の振り込みができなくなりますので、奨励金が交付されるまでは、通帳の解約をすることのないようお願いいたします。
- ・ 同じ地域の町内会・自治会などで活動を継承する団体がある場合は、継承する団体を新たに登録いただく必要がありますので、登録申請書を提出してください。

### (3) 布類の出し方について

**Q3 布類の出し方について教えてください。**

**A3 出し方のポイント**

- ①洗濯する
- ②透明な袋に入れる
- ③袋の口をしぼる

**布団やマットレス，作業服・制服，汚れたもの，濡れたものは集めません。**

**【7 よくある質問 (3) 布類の出し方について】**

洗濯した上で、透明な袋に入れ、袋の口をしぼって出してください。

なお、布団や座布団，カーペットやマットレスのほか，作業服や制服，合羽などの雨具，汚れているものや濡れたままの衣類は集めませんので，ご注意ください。

## (4)保管庫について

**Q4 活動の参加者の減少により、活動が困難になってきました。どうしたら良いでしょうか。**

**A4 近隣地域の団体と合併し、従事者数が増えると、一人ひとりの負担を軽くすることができます。**

**また、保管庫を利用すると、いつでも回収することができるようになる他、資源物を安全に保管することができます。**

※保管庫イメージ



### 【7 よくある質問 (4) 保管庫について】

従事者数を増やすと、一人ひとりの負担を軽くすることができます。そのために、近隣の他団体と合併して活動することも一つの方法です。

その場合は、一方の団体は廃止し、もう一方の団体は実施地域を広げる手続きが必要です。

また、集団資源回収用保管庫の貸与の募集を、例年6月頃に行っています。保管庫を利用することで、開錠している間はいつでも資源物を持ち込むことができる他、資源物を安全に保管することができます。

貸与する際の詳細は、集団資源回収ニュースや「ワケルネット」をご確認ください。